

## 「東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会（仮称）」 設立趣旨（案）

官公庁施設は、行政サービスを提供するための拠点であり、地震等の災害が発生した際に災害応急対策活動が円滑に行えるよう、またその後の被災地における行政サービスの提供に極力支障が生じないように、必要な機能を確保することが求められる。

しかしながら、東日本大震災においては、数多くの官公庁施設が甚大な被害を受け、現在でも仮設庁舎等での執務を余儀なくされており、十分な機能が回復できていない。

内閣府は平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を立ち上げ、3月に中間とりまとめを公表した。この中で、各地の震度分布や最大津波高が見直され、東海地方においても甚大な被害が想定されている。

こうした中で、中部圏において平成23年10月に「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」が設置され、関係機関が幅広く連携して重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」（中間とりまとめ）として、同年12月に協働で策定している。

官公庁施設が所要の機能を発揮するためには、適切な位置に、適切な規模及び構造で整備され、適切に保全された状態で使用されなければならない。各機関から様々な情報や検討結果が発信され、災害への迅速な対応が求められる中、発災後も官公庁施設が所要の機能を確保できるように、東海ブロックの官公庁施設の整備・保全を担当する各機関の営繕担当者が情報を共有し、連携して基本的な取り組み事項をとりまとめる必要があることから本「検討会」を設立するものである。